

日医発第 49 号 (地 I 9)
平成 29 年 4 月 7 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長
横 倉 義 武

医療法施行規則の一部改正等について
(有床診療所の病床設置にかかる改正について)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、医療法施行規則の一部改正により有床診療所の病床設置等に関する規定が改正され、厚生労働省医政局長他より各都道府県知事等宛に各種通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました（関係省令の改正については、平成 29 年 4 月 7 日付（日医発第 47 号(地 I 7)）の文書をもってお送りしております）。

本改正は、厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」報告書（平成 28 年 12 月 27 日付（地 I 258）の文書をもって貴会宛送付）において、「今後地域包括ケアシステムの構築を推進する上で有床診療所の役割がより一層期待されることから、当分の間、病床設置が届出により可能になる診療所の範囲等を見直すこととする」とされたことを受けて行われたものです。

従来、病床設置が許可ではなく届出により可能となる特例は、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所等として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に、一般病床を設けようとする場合とされていました。

今回の見直しでは、平成 30 年 4 月 1 日から、以下の①及び②の診療所として、都道府県医療審議会の意見を聞いて、都道府県知事が認める診療所に療養病床又は一般病床を設けようとする場合に改めるものであります（医療計画への記載を要しない）。

①地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所(改正後の医療法施行規則第1条の14第7項第1号)

②へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所(同第2号)

またこれに伴い、平成18年の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部施行について」(局長通知)が改正されました。通知の「第三 留意事項1(1)」において、前述①の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の機能として、ア～キの要件が定められていますので、ご留意ください。

この他、地方自治法施行令の一部改正により、診療所の病床設置等に係る事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されましたので、併せてご連絡申し上げます。診療所の病床設置・増床等の許可に当たっては、指定都市の市長はあらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならないとされています。なお、診療所の病床設置・増床等に関する勧告や公的医療機関等に関する非稼働病床の削減命令等に係る事務・権限については、引き続き都道府県の事務・権限となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方、並びに特に病床設置の特例に関する都道府県医療審議会における審議等につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<送付資料>

- ・医療法施行規則の一部を改正する省令(新旧対照表)
- ・「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について(医政局長通知)
- ・「特定の病床等の特例の事務の取扱について」の一部改正について(地域医療計画課長通知)
- ・「地方自治法施行令の一部を改正する政令」等の施行について

三 前二号に規定する診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき（次号に掲げる場合を除く。）。

四 診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させようとするとき又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。

（削る）

五（略）

8 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当し、診療所に療養病床又は一般病床を設けた者が、令第三条の三の規定により、都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

9 第七項第三号又は第四号に掲げる場合に該当し、療養病床若しくは一般病床の病床数又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

10 第七項第五号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

療所に一般病床を設けようとするとき。

四 前三号に規定する診療所に一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、一般病床の病床数を増加させようとするとき（次号に掲げる場合を除く。）。

五 診療所に一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、一般病床の病床数を減少させようとするとき又は一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。

六 診療所に療養病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床に係る病室の病床数を減少させようとするとき。

七（略）

8 前項第一号から第三号までに掲げる場合に該当し、診療所に一般病床を設けた者が、令第三条の三の規定により、都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項第三号に掲げる事項とする。

9 第七項第四号から第六号までに掲げる場合に該当し、一般病床の病床数若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更し、又は療養病床に係る病室の病床数を減少させた者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項第三号に掲げる事項とする。

10 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

11 第七項第五号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。

12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）において定める同条第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。

（法第三十条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病）
第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患とする。

（法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項）
第三十条の二十八の四 法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構想区域における将来の居室等（法第一条の二第二項に規定する居室等をいう。別表第七において同じ。）における医療の必要量

二 (略)

11 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。

12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（医療計画において定める法第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。

（法第三十条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病）
第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患とする。

（法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項）
第三十条の二十八の四 法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構想区域における将来の居室等における医療の必要量

二 (略)

(基準病床数の算定)

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数

(以下「基準病床数」という。)は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

- 一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第七の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数に都道府県内対応見込患者数(当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院及び診療所の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数を上限として、当該都道府県の区域において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。)を加えた数から、都道府県外対応見込患者数(当該都道府県の区域に所在する病院及び診療所の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数を上限として、当該都道府県の区域以外の区域において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。)を減じた数を超えないものとする。
- 二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第七の三の項に掲げる式により算定した数

(基準病床数の算定)

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数

(以下「基準病床数」という。)は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

- 一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第七の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数(当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院(療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。)の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数(以下「都道府県外入院患者数」という。))が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数(以下「都道府県内入院患者数」という。))よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数(以下「流出超過加算数」という。))を加えて得た数)を超えないものとする。
- 二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第七の三の項に掲げる式により算定した数。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が同表の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を厚生労働大臣の定める病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができる

三・四 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項及び次項において「命令等」という。)をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 放射線治療病室の病床については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

三(五) (略)

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許

ものとする。

三・四 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項及び次項において「命令等」という。)をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

三(五) (略)

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて

可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前又は命令等をしようにとする日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前又は当該命令等をしようにとする日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床の数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

別表第七（第三十条の三十関係）

項	式
	$\Sigma A_1 B_1 - G + C_1 - D_1 \quad \Sigma A_1 B_2 \times F + C_2 - D_2$

、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前又は命令等をしようにとする日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前又は当該命令等をしようにとする日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

別表第七（第三十条の三十関係）

項	式
	$\Sigma A_1 B_1 - G + C_1 - D_1 \quad \Sigma A_1 B_2 \times F + C_2 - D_2$

一	$\frac{E_1}{\Sigma A_1 B_1 - G} + \frac{E_2}{\Sigma A_1 B_2 \times F} + H - I$
二	$\frac{E_1}{\Sigma A_2 B_3 + \Sigma A_2 B_4 + \Sigma A_2 B_5 \alpha \beta + \Sigma A_2 B_6 \gamma + C_3 - D_3} + \frac{E_2}{\Sigma A_1 B_2 \times F}$
三	$\frac{E_1}{\Sigma A_2 B_3 + \Sigma A_2 B_4 + \Sigma A_2 B_5 \alpha \beta + \Sigma A_2 B_6 \gamma + C_3 - D_3} + \frac{E_2}{\Sigma A_1 B_2 \times F} + \frac{E_3}{\Sigma A_2 B_4}$
(削る)	
備考	この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
A ₁	当該区域の性別及び年齢階級別人口
A ₂	当該都道府県の性別及び年齢階級別の厚生労働大臣が定める時点における推計人口
B ₁	厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率
B ₂	厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。Fにおいて同じ。）の性別及び年齢階級別一般病床退院率
B ₃	精神病床における入院期間が三月未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢

一	$\frac{E_1}{\Sigma A_1 B_1 - G} + \frac{E_2}{\Sigma A_1 B_2 \times F_1} + H$
二	$\frac{E_1}{(\Sigma A_2 B_3 + C_3 - D_3) \times F_2} + \frac{E_2}{\Sigma I (1 - J) + K - L} + \frac{E_3}{\Sigma A_2 B_4}$
三	$\frac{E_1}{(\Sigma A_2 B_3 + C_3 - D_3) \times F_2} + \frac{E_2}{\Sigma I (1 - J) + K - L} + \frac{E_3}{\Sigma A_2 B_4} + \frac{E_4}{\Sigma A_2 B_4}$
四	$\Sigma A_2 B_4$
備考	この表における式において、A ₁ 、A ₂ 、B ₁ 、B ₂ 、B ₃ 、B ₄ 、C ₁ 、C ₂ 、C ₃ 、D ₁ 、D ₂ 、D ₃ 、E ₁ 、E ₂ 、E ₃ 、E ₄ 、F ₁ 、F ₂ 、G、H、I、J、K及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。
A ₁	当該区域の性別及び年齢階級別人口
A ₂	当該都道府県の年齢階級別人口
B ₁	厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率
B ₂	厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。F ₁ において同じ。）の性別及び年齢階級別一般病床退院率
B ₃	厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県

階級別の入院受療率

B₄ 精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

B₅ 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

B₆ 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

C₁ 0 以上流入療養患者数（当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

C₂ 0 以上流入一般患者数（当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

C₃ 当該都道府県に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県以外の都道府県に住所を有する者の

の人口で除した率をいう。）

B₄ 厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率

（新設）

（新設）

C₁ 0 以上流入療養患者数（当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

C₂ 0 以上流入一般患者数（当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

C₃ 当該都道府県に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県以外の都道府県に住所を有する者の

数

D₁ 0 以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D₂ 0 以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D₃ 当該都道府県以外に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数

E₁ 厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。

E₂ 厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。

E₃ 厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率

(削る)

数

D₁ 0 以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D₂ 0 以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D₃ 当該都道府県以外に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数

E₁ 厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率

E₂ 厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率

E₃ 入院期間が一年未満である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率

E₄ 入院期間が一年以上である者について厚生労働大臣が定

F| 厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数(削る)

G| 当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数

H| O 以上都道府県内対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

I| O 以上都道府県外対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める

める精神病床に係る病床利用率

F₁| 厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

F₂| 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあつては、第一号の値とする。

一 厚生労働大臣が定める当該都道府県の平均残存率(当該年に入院した患者のうち、当該年の各月末に入院している患者の数を当該年に入院した患者の数で除した率の相加平均をいう。)

二 全国の平均残存率の目標値として厚生労働大臣が定める値

G| 当該区域に所在する介護施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設を除く。)に入所している者の数を下限として、当該区域における今後の介護サービスの進展等を勘案して都道府県知事が定める数

H| O 以上流出超過加算数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

I| 当該都道府県における入院期間が一年以上である年齢階級別入院患者の数

数
(削る)

(削る)
(削る)

α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として厚生労働大臣が定める数値の範囲内で都道府県知事が定める値

β 地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

γ 地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、これまででの認知症施策の実績を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

J 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあっては、第一号の値とする。

一 厚生労働大臣が定める当該都道府県の入院期間が一年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率（入院期間が一年以上の患者のうち当該年において退院した患者の数を入院期間が一年以上の患者の数で除した率をいう）

二 全国の退院率の目標値として厚生労働大臣が定める値

K 当該年において入院期間が一年に達した入院患者の数

L 退院する長期入院患者数の目標値として厚生労働大臣が定めるところにより算定する数

(新設)

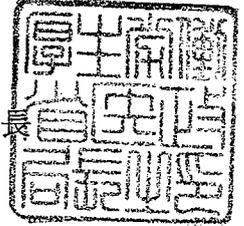
(新設)

(新設)

医 政 発 0331 第 61 号
平成 29 年 3 月 3 1 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を
改正する法律の一部の施行について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、ご了
知方よろしくお願いたします。

医 政 発 0331 第 58 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を
改正する法律の一部の施行について」の一部改正について

有床診療所（病床を有する診療所をいう。）の病床設置等に関する規定の見直しを行なった医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 27 号）が本年 3 月 28 日に公布されたところである。

それに伴い、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日付け医政発第 1227017 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 18 年通知」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとしたため通知する。貴職におかれては、これを御了知の上、本通知の趣旨等について、貴管下の指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し周知願いたい。

記

1 平成 18 年通知の一部改正について
平成 18 年通知を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

2 改正の概要

診療所の病床については、許可ではなく届出により病床設置が可能となる場合として、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所等として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとする場合としているところ、平成 30 年 4 月 1 日からは、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所等として、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が認める診療所

に療養病床又は一般病床を設けようとする場合とすること。

3 適用日

平成 30 年 4 月 1 日

○良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について
 (平成18年12月27日付け医政発第1227017号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

改正後	現行
<p>第二 改正内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 診療所病床の設置に関する都道府県知事の許可(改正法第1条による改正後の医療法(以下「新法」という。)第7条第3項関係) <u>(削除)</u></p> <p>(1) 診療所に療養病床又は一般病床を設けようとするときは、(3)に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。</p> <p>(2) (1)の許可を受けようとするものは、<u>医療法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第27号。以下「平成29年改正省令」という。)</u>による改正後の医療法施行規則(以下「平成29年新省令」という。)第1条の14第5項各号に掲げる事項(当該許可の申請が一般病床のみに係るものである場合においては、同項第3号に掲げる事項に限る。)に記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(3) (1)の許可を受けることを要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。<u>(平成29年新省令第1条の14第7項第1号及び第2号関係)</u></p> <p>ア <u>都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</u></p> <p>イ <u>都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</u> <u>(削る)</u></p>	<p>第二 改正内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 診療所一般病床の設置に関する都道府県知事の許可(改正法第1条による改正後の医療法(以下「新法」という。)第7条第3項関係) <u>1の見直しに伴い、診療所一般病床について、一定期間の入院医療を提供するものであることが明確化されたことから、その設置について次の事項が規定されたこと。</u></p> <p>(1) 診療所に一般病床を設けようとするときは、(3)に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。</p> <p>(2) (1)の許可を受けようとするものは、<u>病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。</u>(改正省令による改正後の医療法施行規則(以下「新省令」という。)第1条第5項関係)</p> <p>(3) (1)の許可を受けることを要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。<u>(新省令第1条第7項第1号、第2号及び第3号関係)</u></p> <p>ア <u>居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</u></p> <p>イ <u>へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる診療所のほか、例えば、小児医療、周産期医療等地域</u></p>

(4) (3) ア又はイに掲げる場合に該当し、都道府県知事の許可を受けずに病床を設置した者は、病床を設置したときから10日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。 (改正政令による改正後の医療法施行令 (以下「新政令」という。) 第3条の2関係)

(5) (4) の届出を行うべき事項を、平成29年新省令第1条の14第5項各号(当該病床が一般病床のみの場合にあっては、同項第3号)に掲げる事項とすること。 (平成29年新省令第1条の14第8項関係)

3 診療所の病床数等の変更に係る都道府県知事の許可 (改正法第7条第3項関係)

(1) 診療所に病床を設置した者は、次の事項を変更しようとする場合には、(2) に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。ただし、当該許可に基づく変更により一般病床のみを有することとなる場合においては、ウの事項のみ許可を受けるものとする。 (平成29年新省令第1条の14第6項関係)

ア (略)

イ 法第21条第2項第2号及び第3号に掲げる施設の構造設備の概要

ウ (略)

(2) 診療所の病床を設けた者が、(1) の都道府県知事の許可を受けることは要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。 (平成29年新省令第1条の14第7項第3号及び第4号関係)

ア 2(3) ア又はイに掲げる診療所の療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき。

イ 診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が平成29年新省令第1条の14第5項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させ又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。

(削る)

において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

(4) (3) アからウまでに掲げる場合に該当し、都道府県知事の許可を受けずに病床を設置した者は、病床を設置したときから10日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。 (改正政令による改正後の医療法施行令 (以下「新政令」という。) 第3条の2関係)

(5) (4) の届出を行うべき事項を、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数とすること。 (新省令第1条第8項関係)

3 診療所の病床数等の変更に係る都道府県知事の許可 (改正法第7条第3項関係)

(1) 診療所に病床を設置した者は、次の事項を変更しようとする場合には、(2) に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。ただし、当該許可に基づく変更により一般病床のみを有することとなる場合においては、ウの事項のみ許可を受けるものとする。 (新省令第1条第6項関係)

ア (略)

イ 法第21条第2項第2号に掲げる施設及び第21条の4第1項に掲げる施設の構造設備の概要

ウ (略)

(2) 診療所の病床を設けた者が、(1) の都道府県知事の許可を受けることは要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。 (新省令第1条第7項第4号及び第5号関係)

ア 2(3) アからウまでに掲げる診療所の一般病床の病床数を増加させようとするとき。

イ 診療所に一般病床を設置した者が第5項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、一般病床の病床数を減少させ又は一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。

ウ 診療所に療養病床を設置した者が、第5項第3号に掲げる事項を変更し

- (3) (2) ア又はイに掲げる場合に該当し、都道府県知事の許可を受けずに(1)の事項を変更した者は、当該変更したときから10日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。(新政令第4条第2項関係)
- (4) (3)の届出を行うべき事項を、平成29年新省令第1条の14第5項各号(当該病床が一般病床のみの場合にあっては、同項第3号)に掲げる事項とすること。(平成29年新省令第1条の14第9項関係)

4・5 (略)

第三 留意事項

1 第二2(3) ア及びイに掲げる都道府県知事が認める診療所について

- (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)

イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)

ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)

オ 当該診療所内において看取りを行う機能

カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

- (2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の診療所であって、「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)の別添「へき地医療対策等実施要綱」に示される設置基準に基づき設置するへき地診療所(入院機能を必要とする診療所に限る。)等の地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であ

ようとする場合において、療養病床に係る病室の病床数を減少させようとするとき。

- (3) (2) アからウまでに掲げる場合に該当し、都道府県知事の許可を受けずに(1)の事項を変更した者は、当該変更したときから10日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。(新政令第4条第2項関係)
- (4) (3)の届出を行うべき事項を、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数とすること。(新省令第1条第9項関係)

4・5 (略)

第三 留意事項

1 第二2(3) アからウまでに掲げる「医療計画に記載される診療所」について

- (1) 「居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」とは、診療報酬上の在宅療養支援診療所等、地域において必要とされる在宅医療の機能を有する診療所であること。

- (2) 「へき地に設置される診療所」とは、平成18年5月16日医政発第0516001号医政局長通知「第10次へき地保健医療計画等の策定について」に示される「無医地区」及び「無医地区に準じる地区」であって、入院機能を必要とする診療所であること。

ること。

(削る)

(3) (1) 及び(2) の診療所については、療養病床の場合であっても届出による設置又は増床が可能であること。

(4) (1) 又は(2) の診療所に該当するか否かについては、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、届出の前に事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、都道府県医療審議会の議を経るものとする。

(削る)

附 則

この通知の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(3) 「例えば、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」とは、(1) 及び(2) 以外の診療所であって、地域における医療需要を踏まえ、必要とされる診療所であること。

(4) (1) から(3) までの診療所の医療計画への記載にあたっては、許可申請者又は届出義務者の明確化を確保するとともに、患者・住民に対するわかりやすさを確保する観点から、各診療所の個別名称が明らかとなるよう努めるものとする。

なお、この場合において、記載すべき診療所の数が膨大となる場合には、別途これらの診療所名を表示したホームページの URL を医療計画上に記載する等の方法をとることも差し支えない。

(5) 医療計画に個々の診療所を記載するに当たっては、(1) から(3) までの診療所に該当するか否かを、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、都道府県医療審議会の議を経るものとする。

なお、診療所一般病床設置の届出事務等が徒に遅滞することのないよう、①都道府県医療審議会の部会の活用、②都道府県医療審議会において第二 2 (3) アからウまでに掲げる診療所の基準を定め都道府県において届出資格の有無の審査を行う（ただし、届出資格者に該当しないと判断する場合には都道府県医療審議会の議を経ることとする。）等の方法によることも差し支えない。

(6) 新たに開設予定の診療所については、医療計画への記載ができないことから、都道府県医療審議会の議を経て、医療計画に記載されることとなった時点において、医療計画に記載された診療所とみなすものとする。

なお、都道府県における医療計画の見直し作業時期に病床を設置しようとする診療所がある場合など、医療計画への当該診療所の名称の記載が手続上困難である場合についても同様に取り扱って差し支えない。

(改正後全文)

医政発第 1227017 号
平成 18 年 12 月 27 日
一部改正 医政発 0 3 3 1 第 5 8 号
平成 29 年 3 月 3 1 日

良質な医療を提供する体制の確立を図るための 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について

平成 18 年 6 月 21 日付けで公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）のうち、病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）に関する規定（改正法第 1 条関係）については、平成 19 年 1 月 1 日から施行されることとされているところであるが、これに伴い、医療法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 371 号。以下「改正政令」という。）が本年 11 月 29 日付けで、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 194 号。以下「改正省令」という。）が本年 12 月 25 日付けで、それぞれ公布されたところである。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、本通知の趣旨等について、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し周知願いたい。

記

第一 改正の趣旨

現在、有床診療所については、へき地等における入院施設や高度な施術を行うもの等が存在し、地域の医療提供体制において様々な機能を果たしている。また、こうした中で、有床診療所における療養病床以外の病床（以下「診療所一般病床」という。）に関する 48 時間の患者の入院時間制限（以下「48 時間規制」という。）が実態と乖離している等の現状があったところである。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、有床診療所に関する規定の見直しを行ったものである。

第二 改正内容

1 管理者に係る入院時間制限の努力義務規定の廃止（新法第 13 条関係）

へき地等における入院施設としての役割、高度な施術を行う診療所が存在すること、48 時間規制が有床診療所の実態から乖離していること等、今日の有床診療所の状況を踏まえ、次の事項が規定されたこと。

- (1) 診療所の管理者に係る患者の入院時間制限の努力義務に関する規定を廃止すること。
 - (2) 診療所の管理者は、患者の病状の急変時においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならないこと。
- 2 診療所病床の設置に関する都道府県知事の許可（改正法第1条による改正後の医療法（以下「新法」という。）第7条第3項関係）
- (1) 診療所に療養病床又は一般病床を設けようとするときは、(3)に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。
 - (2) (1)の許可を受けようとするものは、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正後の医療法施行規則（以下「平成29年新省令」という。）第1条の14第5項各号に掲げる事項（当該許可の申請が一般病床のみに係るものである場合においては、同項第3号に掲げる事項に限る。）を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。
 - (3) (1)の許可を受けることを要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。（平成29年新省令第1条の14第7項第1号及び第2号関係）
 - ア 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
 - イ 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
 - (4) (3)ア又はイに掲げる場合に該当し、都道府県知事の許可を受けずに病床を設置した者は、病床を設置したときから10日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。（改正政令による改正後の医療法施行令（以下「新政令」という。）第3条の2関係）
 - (5) (4)の届出を行うべき事項を、平成29年新省令第1条の14第5項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第3号）に掲げる事項とすること。（平成29年新省令第1条の14第8項関係）
- 3 診療所の病床数等の変更に係る都道府県知事の許可（改正法第7条第3項関係）
- (1) 診療所に病床を設置した者は、次の事項を変更しようとする場合には、(2)に掲げる場合を除き、都道府県知事の許可を受けるものとする。ただし、当該許可に基づく変更により一般病床のみを有することとなる場合においては、ウの事項のみ許可を受けるものとする。（平成29年新省令第1条の14第6項関係）

ア 医師、看護師その他の従業員の定員

イ 法第 21 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる施設の構造設備の概要

ウ 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

(2) 診療所の病床を設けた者が、(1) の都道府県知事の許可を受けることは要しない場合として、次に掲げる場合を定めるものであること。(平成 29 年新省令第 1 条の 14 第 7 項第 3 号及び第 4 号関係)

ア 2 (3) ア又はイに掲げる診療所の療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき。

イ 診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が平成 29 年新省令第 1 条の 14 第 5 項第 3 号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させ又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。

(3) (2) ア又はイに掲げる場合に該当し、都道府県知事の許可を受けずに(1) の事項を変更した者は、当該変更をしたときから 10 日以内に、都道府県知事に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を届け出るものとする。(新政令第 4 条第 2 項関係)

(4) (3) の届出を行うべき事項を、平成 29 年新省令第 1 条の 14 第 5 項各号(当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第 3 号)に掲げる事項とすること。(平成 29 年新省令第 1 条の 14 第 9 項関係)

4 診療所の一般病床に関する基準病床数制度上の取扱い

医療資源の地域的偏在の解消等という医療計画制度の目的を踏まえ、診療所一般病床の基準病床数制度における取扱いに関し、次の事項が規定されたこと。

(1) 従前の診療所の療養病床以外の病床を一般病床に位置付けることとしたこと。(新法第 7 条第 2 項第 5 号)

(2) (1) に伴い、診療所一般病床を基準病床数制度の対象としたこと。(新法第 7 条の 2、第 30 条の 3 及び第 30 条の 7 関係)

5 経過措置

(1) 施行日前に存在する診療所の療養病床以外の病床のうち、施行日(平成 19 年 1 月 1 日)前に、法第 27 条に規定する許可証の交付を受けたものについては、新法第 7 条第 3 項の一般病床の設置の許可を受けたものとみなすものとする。(改正法附則第 3 条第 1 項)

(2) 施行日前に存在する診療所の療養病床以外の病床のうち、(1) に該当する病床以外の病床については、施行日以後に新たに新法第 7 条第 3 項の許可を要するものとするが、このうち次に掲げる病床については、新医療法第 30 条の 7 の規定に基づく勧告の対象としないものとする。(改正法附則第 3 条第 2 項)

ア 施行日前において、法第 7 条第 1 項の規定により行われている診療所の開設の許可の申請又は法第 7 条第 2 項の病床数の変更の許可の申請に係る診療所の療養病床以外の病床

イ 施行日前において、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第4条の建築主事が受理している確認の申請書に係る診療所の療養病床以外の病床

(3) (1) 並びに (2) ア及びイに定める病床（以下「特定病床」という。）については、施行日から別途政令で定める日までの間は、基準病床数制度における既存の一般病床の数には算入しないものとする。 (改正法附則第3条第3項及び第4項)

第三 留意事項

1 第二2 (3) ア及びイに掲げる都道府県知事が認める診療所について

(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）

イ 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）

ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）

オ 当該診療所内において看取りを行う機能

カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

(2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の診療所であって、「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)の別添「へき地医療対策等実施要綱」に示される設置基準に基づき設置するへき地診療所（入院機能を必要とする診療所に限る。）等の地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

(3) (1) 及び (2) の診療所については、療養病床の場合であっても届出による設置又は増床が可能であること。

(4) (1) 又は (2) の診療所に該当するか否かについては、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、届出の前に事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、都道府県医療審議会の議を経るものとする。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公 印 省 略）

「特定の病床等の特例の事務の取扱について」の一部改正について

有床診療所（病床を有する診療所をいう。）の病床設置等に関する規定の見直しを行った医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）が本年3月28日に公布されました。

それに伴い、「特定の病床等の特例の事務の取扱について」（平成25年4月24日付け医政指発0424第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「平成25年通知」という。）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その適切な運用をお願いします。

記

1 平成25年通知の一部改正について

平成25年通知を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

2 改正の概要

診療所の病床については、許可ではなく届出により病床設置が可能となる場合として、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所等として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとする場合としているところ、平成30年4月1日からは、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所等として、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が認める診療所に療養病床又は一般病床を設けようとする場合とすること。

3. 適用日

平成29年4月1日

○特定の病床等の特例の事務の取扱について（平成25年4月24日付け医政指発0424第1号厚生労働省医政局指導課長通知）新旧対照表

改正後	現行
<p><u>なお、特定の病床等の特例の協議に当たっては、「医療計画について」（平成 29 年 3 月 31 日医政発 0331 第 57 号）において、都道府県医療審議会の意見を聴くこととしており、また、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、もしくは病床の種別を変更するため、主務大臣等から協議等を受けた場合に医政局長から都道府県知事に意見を求めるものとしている。この意見の提出に当たっては、医療計画の達成の推進を図る観点や特定病床等の特例の協議との整合性の観点から、必要に応じて都道府県医療審議会の意見を聴取されたい。</u></p> <p><u>また、病床過剰地域において病床を設けようとする場合、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号）にも示しているが、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当する、</u></p> <p>① 在宅医療の提供の推進のために必要な診療所、 ② へき地に設置される診療所、 ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</p> <p><u>の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。</u></p> <p><u>平成 30 年 4 月 1 日からは、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 27 号）の施行に伴い、同省令による改正後の医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に該当する、</u></p> <p>① <u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所、</u></p>	<p><u>また、特定の病床等の特例の協議に当たっては、「医療計画について」（平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号）において、都道府県医療審議会の意見を聴くことになっている。また、当該通知において、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、もしくは病床の種別を変更するため、主務大臣等から協議等を受けた場合に医政局長から都道府県知事に意見を求めるものとしている。この意見の提出に当たって、<u>従来は都道府県医療審議会の意見を附すことを求めてこなかったところであるが、</u>今後は、医療計画の達成の推進を図る観点や特定病床等の特例の協議との整合性の観点から、必要に応じて都道府県医療審議会の意見を聴取されたい。</u></p> <p><u>なお、病床過剰地域において病床を設けようとする場合、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号）にも示しているが、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当する、</u></p> <p>① 在宅医療の提供の推進のために必要な診療所、 ② へき地に設置される診療所、 ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</p> <p><u>の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。</u></p>

<p>② <u>へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所の療養病床又は一般病床の設置については、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認める場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。</u></p> <p><u>これらの病床の設置については、法第 30 条の 11 における都道府県知事の勧告の対象とならないこととしており、上記特定病床等の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期されたい。</u></p>	<p><u>そのため医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 11 における都道府県知事の勧告の対象とならないこととしており、上記特定病床等の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期されたい。</u></p>
---	---

(改正後全文)

医政指発 0424 第 1 号
平成 25 年 4 月 24 日
一部改正 医政地発 0331 第 4 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

特定の病床等の特例の事務の取扱について

標記については、「医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項に規定する特定の病床等の特例について」（平成 10 年 7 月 24 日付け指 43 号厚生省健康政策局指導課長通知）において、その留意事項を示したところであるが、今般、全国知事会からの指摘等を踏まえ、特定の病床等の特例における協議の手続きの迅速化を図るため、協議の際に確認をする項目として別紙のとおり「特例病床算定の留意事項（補足）」を定めたので参考とされたい。

なお、特定の病床等の特例の協議に当たっては、「医療計画について」（平成 29 年 3 月 31 日医政発 0331 第 57 号）において、都道府県医療審議会の意見を聴くこととしており、また、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、もしくは病床の種別を変更するため、主務大臣等から協議等を受けた場合に医政局長から都道府県知事に意見を求めるものとしている。この意見の提出に当たっては、医療計画の達成の推進を図る観点や特定病床等の特例の協議との整合性の観点から、必要に応じて都道府県医療審議会の意見を聴取されたい。

また、病床過剰地域において病床を設けようとする場合、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号）にも示しているが、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当する、

- ① 在宅医療の提供の推進のために必要な診療所、
- ② へき地に設置される診療所、
- ③ ①及び②に掲げる診療所のほか、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

平成30年4月1日からは、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）の施行に伴い、同省令による改正後の医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当する、

- ① 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所、

- ② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

の療養病床又は一般病床の設置については、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認める場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

これらの病床の設置については、法第30条の11における都道府県知事の勧告の対象とならないこととしており、上記特定病床等の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期されたい。

医政発 0331 第 29 号

平成 29 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「地方自治法施行令の一部を改正する政令」等の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

総行行第71号
医政発0331第20号
平成29年3月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「地方自治法施行令の一部を改正する政令」等の施行について

平成27年12月22日に、地方分権改革に係る「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

これに伴い、本日付けで地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第82号。以下「改正政令」という。）及び医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第49号。以下「改正省令」という。）が公布され、本年4月1日から施行することとされています。

これらの政省令による改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

診療所の病床設置等に係る事務・権限を都道府県から指定都市に移譲するものであること。

第二 診療所の病床設置等に係る事務・権限の移譲の内容について

診療所の病床設置等に係る事務・権限（病床設置許可、病床数等の変更の許可、病床設置の届出の受理、病床数等の変更の届出の受理、療養病床を有する診療所の人員及び施設基準の条例の制定、条件付き許可、条件付き許可に伴う勧告等）を、指定都市に移譲するものとする。ただし、診療所の病床設置・増床等に関する

勧告、公的医療機関等に対する非稼働病床の削減命令等に係る事務・権限については、引き続き、都道府県の事務・権限とすること。

診療所の病床設置・増床等の許可に当たっては、指定都市の市長は、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならないものとする。

なお、指定都市への権限移譲後も、都道府県医療審議会において医療機関に対する権限行使に関して必要な事項を調査審議するものであること。

第三 施行期日及び経過措置

- 1 上記の政省令の改正は、本年4月1日から施行すること。
- 2 施行日前に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項の規定によりされた許可、同条第5項の規定により付された条件、同法第27条の2第1項の規定によりされた勧告、同条第2項の規定によりされた命令若しくは医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の3若しくは第4条第2項の規定によりされた届出又は施行の際現にされている同法第7条第3項の許可の申請で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行う者が異なることとなるものは、施行日以後、改正政令による改正後の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の35の規定により読み替えて適用する医療法（以下「読替え後の医療法」という。）及び同条の規定により読み替えて適用する医療法施行令（以下「読替え後の医療法施行令」という。）の規定の適用については、それぞれ読替え後の医療法第7条第3項の規定によりされた許可、同条第5項の規定により付された条件、読替え後の医療法第27条の2第1項の規定によりされた勧告、同条第2項の規定によりされた命令若しくは読替え後の医療法施行令第3条の3若しくは第4条第2項の規定によりされた届出又は読替え後の医療法第7条第3項の許可の申請とみなすこと。この場合において、読替え後の医療法施行令第3条の3後段及び第4条第2項後段の規定は、適用しないこと。
- 3 施行日前に、医療法施行令第3条の3又は第4条第2項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、読替え後の医療法施行令第3条の3又は第4条第2項の規定により指定都市の市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用すること。
- 4 施行日から起算して1年を超えない期間内において、読替え後の医療法第21条第2項の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が医療法第21条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が読替え後の医療法第21条第2項の規定に基づき条例で定める基準とみなすこと。
- 5 施行日から起算して1年を超えない期間内において、次の(1)から(3)までに掲

げる規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が当該(1)から(3)までに定める規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が次の(1)から(3)までに掲げる規定に基づき条例で定める基準とみなすこと。

- (1) 改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。(2)において「新規則」という。）第43条の3の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第21条の2 医療法施行規則第21条の2
- (2) 新規則第43条の3の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第21条の4 医療法施行規則第21条の4
- (3) 改正省令による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第23条の2の規定により読み替えて適用される同令附則第23条 医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条